最終更新日：2018年12月19日
株式会社LIXILビバ
代表取締役社長兼ＣＥＯ 渡邉　修
問合せ先：IR広報室　048－610－0641
証券コード：3564

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社では、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会の様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進することが最も重要な経営課題であると認識しております。そのため、当社は、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本に据えたうえで、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実等に努めてまいりたいと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－２①　中長期的な業績と連動する報酬】
当社の業務執行取締役の報酬は、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保にも配慮し、月額報酬である基本報酬と年次の営業利益等を指標とした業績連動の報酬としております。現在、中長期業績に連動した株式報酬の導入と割合については、指名報酬諮問委員会において検討しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社におきましては、政策保有株式の保有はございません。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社の支配株主（親会社）である㈱LIXILグループ及びそのグループ会社は、関連当事者として当社と特定の関係を有する者であり、当社に対して影響力を行使し得る存在であると認識しております。
したがって、これらの者との取引については、少数株主の利益を害することのないよう、取引の必要性・経済合理性等を含めて慎重に判断することとしております。
具体的には、新規に支配株主との取引等を行う際には、関連当事者取引管理規程に基づき、経営会議において取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について慎重に検討したうえで承認することとしております。また、総務担当役員は、毎事業年度末時点で取引が継続している当該取引等について、その取引継続の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を定時株主総会終了後最初に開催する経営会議において報告しております。
関連当事者間の取引については、会社法及び関連当事者の開示に関する会計基準等の規定にしたがって開示しております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付型企業年金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。まず、確定給付型の企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産運用機関等と契約を締結しております。
当社は、「年金資産運用に関する基本方針」及び「運用ガイドライン」を定め、その方針に従って資産運用を委託するとともに、総務人事部門と財務部門とが運用資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて策定済みの政策的資産構成割合を見直しております。
また、運用機関に対しては、経営理念、経営内容及び社会的評価、コンプライアンス等の定性評価の事項についてヒアリングを行い、当社財務部門による運用実績に関する定量評価を加えて、総合的に勘案し評価を行います。
一方、確定拠出型年金制度に関して、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、LIXILグループの経営理念のもとに推進しており、グループ経営理念の概要は以下の通りです。
LIXIL CORE（企業理念）
「私たちは、優れた製品とサービスを通じて、世界中の人々の豊かで快適な住生活の未来に貢献します。」
また、経営計画については決算短信・決算説明会資料等において、単年度の経営方針、業績目標等を掲載しております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会の様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役会にて取締役報酬額の決定を行う際、指名報酬諮問委員会から役位、業績貢献度等を総合的に勘案したうえでの答申を受け決定することとしております。また、当社の取締役報酬額については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決めております。各取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額は、取締役会で決定しているほか、各監査等委員の報酬額は、監査等委員会で決定しております。
なお、経営幹部においては、人事考課制度に基づく手続きを経て、業務執行取締役で構成されている人事委員会において総合的・客観的な検討を行い、最終評価を決定することとしております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会は、指名報酬諮問委員会の答申を受けて、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定し、その方針は以下の通りです。
(1) 人格に優れ、高い倫理観を有していること
(2) 職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えていること
(3) 他の兼職の状況等を踏まえ、職務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を割くことができること
(4) 社外取締役については、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること
(5)独立社外取締役を2名以上含めること
指名報酬諮問委員会は、前項の指名方針を踏まえ、現状の取締役会構成員の知識・経験・能力等の分析を行うとともに、当社の経営理念の実現に向けて補強すべき要素や資質の分析・検討を通じて、取締役候補者を指名することとなっております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会招集通知の中で、それぞれの取締役候補者について、取締役候補者とした理由を明記するとともに各取締役候補者の知識・経験・能力等の状況を記載しております。
取締役候補者(監査等委員を除く)および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会(委員長は独立社外取締役)に諮問し、同委員会の答申を踏まえ取締役会が決定しております。
経営陣幹部の解任に当たっては、客観性及び透明性を高めるために指名報酬諮問委員会の審議及び助言・提言を踏まえ、役員任務遂行が困難な事情が生じた場合、取締役会により総合的に判断したうえで解任することとします。

【補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲及びその概要】
取締役会は、法令、定款および取締役会規則で定める事項を決定しております。また、取締役会決議や職務権限規程などにより取締役の役割や責務が定められております。
当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役や執行役員が迅速に対処しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。具体的には下記内容です。
(独立性基準)
1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。
(1) 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者(以下、本条において、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。)
(2) 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
(3) 当社との間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
(4) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
(5) 当社の会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
(6) 当社から年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体(法人等という。)である場合には、当社から年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
(7) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体(弁護士法人等という。)である場合には、当社から年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
(8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号乃至第7号のいずれかに該当する者
(9) 過去5年間において、本項第1号乃至第8号のいずれかに該当していた者
(10) 当社の業務執行者(本項第1号の定めにかかわらず、業務執行取締役、執行役員及びその他の使用人をいう。)が役員に就任している会社の業務執行者
2. 取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。

【補充原則4－11①　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役は、その役割・責務を実効的に果たすため、多様性の確保に重点を置き、性別・国籍・年齢のみならず、知識・経験・見識・バックグラウンドも含めた多様な構成の実現に努めております。監査等委員においては、財務・会計に関する適切な知見を有する者として、原則として公認会計士として経験を有する者を1名選任しております。

【補充原則4－11②　取締役の他社役員兼任状況】
当社の社外取締役(監査等委員)には、他の上場会社の役員を兼務している者もおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっているため、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力は確保できております。
さらに、当社は毎年、全取締役及び監査等委員(その候補者を含みます)の兼任状況について確認した上で、その結果を取締役及び監査等委員の選任議案に係る株主総会参考書類、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性についての分析・評価】
当社は、各取締役の自己評価や取締役会全体の実効性について、各役員がアンケートに回答し、その回答結果を基に取締役会にて分析・評価を行っております。
その結果、取締役会の運営全般に関して審議に集中できる仕組みづくりや中期経営計画の議論を深めること等の提言がなされました。当社取締役会は、今後も取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4－14②　取締役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役には適宜、会社法やコーポレート・ガバナンス及びインサイダー取引規制等の上場企業の役員としての必要な知識の習得の機会を、外部専門家の活用等により提供しております。
特に監査等委員は、監査役協会等のセミナーへの参加等を通じて必要な情報の入手に努めております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主とのコミュニケーションについては、可能な限り、代表取締役及び経営幹部が対応するとともに、IR広報部門を担当する部門及び総

務部門を担当する部門が中心となり、多くの株主及び投資家の要請に応えて面談を行うことを基本方針とし、公平性にも十分配慮しております。
なお、株主等との対話を通じて得られた意見や懸念事項については、取締役会にフィードバックを行い、企業価値向上の促進に役立てております。
当社は、株主との建設的な対話の方針としてディクロージャーポリシーを制定し、ホームページに開示しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 株式会社LIXILグループ | 23,367,300 | 52.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 3,481,300 | 7.78 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,434,077 | 5.44 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS | 718,000 | 1.60 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 646,100 | 1.44 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT | 596,800 | 1.33 |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC | 539,200 | 1.20 |
| BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE | 500,000 | 1.11 |
| JUNIPER | 465,500 | 1.04 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 405,500 | 0.90 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | (株)LIXILグループ (上場:東京、名古屋) (コード) 5938 |

### 補足説明 更新

(注) 2018年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2018年7月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

三井住友信託銀行株式会社
保有株券等の数1,776,000株
株券等保有割合3.97%

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数94,000株
株券等保有割合0.21%

日興アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数1,586,200株
株券等保有割合3.55%

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |

| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |
|---|---|

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主（親会社）である㈱LIXILグループ及びそのグループ会社は、関連当事者として当社と特定の関係を有する者であり、当社に対して影響力を行使し得る存在であると認識しております。したがって、これらの者との取引については、少数株主の利益を害することのないよう、取引の必要性・経済合理性等を含めて慎重に判断することとしております。
具体的には、新規に支配株主との取引等を行う際には、経営会議において取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について慎重に検討したうえで、承認することとしております。また、総務担当役員は、毎事業年度末時点で取引が継続している当該取引等について、その取引継続の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を定時株主総会終了後最初に開催する経営会議において報告しております。

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性確保について
当社は、親会社㈱LIXILグループを持株会社とする企業グループの中で流通・小売り事業の中核企業として位置付けられております。当社は、当該親会社グループにおける他の事業会社と連携を保ちながらグループ全体の成長と発展を目指しておりますが、当社の事業遂行上、親会社の承認又は事前報告を要する事項はなく、社外独立役員を含む取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき具体的な業務執行を行っております。
このため、当社の親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 和田 芳幸 | 公認会計士 | | | | | | | | △ | | | |
| 宮越 極 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 角 紀代恵 | その他 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 和田 芳幸 | ○ | ○ | 和田芳幸氏は、2003年3月期までの間、当時の当社の会計監査人である中央青山監査法人において、当社の会計監査に関する業務執行社員として関与しておりました。 | 和田芳幸氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 宮越 極 | ○ | ○ | ――― | 宮越極氏は、海外大使館一等書記官、警察局長を歴任され、コンプライアンスに関する幅広い知識と高い見識を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督について十分な役割を果たすことを期待して社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |
| 角 紀代恵 | ○ | ○ | ――― | 角紀代恵氏は、法律の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待して社外取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では、非常勤である社外取締役（監査等委員）の監査・監督業務の補助及び監査等委員会の運営等のため、監査等委員会室を設置し、専任使用人1名を配置しております。当該使用人については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとしております。また、当該使用人は、その職務の遂行にあたり監査等委員及び監査等委員会の指示に従うものとし、他の業務執行取締役の指揮命令は受けないものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から計算書類等の監査に関する監査計画の概要説明および監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換会を実施しております。また、監査室（内部監査部門）とは、適宜、情報交換等を行い、相互に連携して内部統制システムの強化に取り組んでおります。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 4 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 4 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |

### 補足説明

指名報酬諮問委員会は次の構成により各委員を選定しております。
宮越 極（委員長・監査等委員・社外取締役）、和田 芳幸（監査等委員・社外取締役）、角 紀代恵（監査等委員・社外取締役）、渡邉 修（社内取締役）

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度を導入しております。業績連動報酬は、当年度の連結業績を踏まえ、各取締役の役位及び担当業務の成果等に応じて個人別の支給額を決定しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) 、監査等委員である取締役 (社外取締役を除く) 及び社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役会にて取締役報酬額の決定を行う際、指名報酬諮問委員会から答申を受け決定することとしております。
当社の取締役報酬額については、株主総会の決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く) 及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決めております。
各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額は、取締役会で決定しているほか、各監査等委員の報酬額は、監査等委員会で決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐するための専従スタッフは配置しておりませんが、総務人事部より取締役会の資料を事前配布し、社外取締役が検討する十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行うなど、社外取締役が期待される役割を果たすための環境を整備しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 豆成　勝博 | 相談役 | 対外的には業界のオピニオンリーダーとして一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会の副会長に就任いただいております。<br>また、取締役会・経営会議等に参加いただき、現場の意見を吸い上げ共有いただく役割を担っていただいております。 | 非常勤、報酬有 | 2017/6/13 | 1年間（年度更新） |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数　1名

### その他の事項

―――

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

■取締役会
取締役会は、取締役9名（うち監査等委員3名、うち社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。監査等委員会設置会社への移行により、取締役会での議決権を持つ監査等委員が業務執行を行う他の取締役と同等の立場で、ガバナンスの遵守状況等について発言することで取締役会の監督機能がより充実する体制を推進しております。また、社外取締役を含む監査等委員を招聘することで、より広い視野に基づく知見を取り入れることにより、バランスのとれた経営と機動的な意思決定を図っております。

■監査等委員会
監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、監査等に関する所定の事項についての報告、協議又は決議を行っております。監査等委員は、取締役会及び必要に応じて重要な会議に出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人からの報告、聴取等を行っております。また、監査等委員及び専任使用人の監査等委員会室長が、必要に応じて重要な会議への出席や本社各部門、店舗等の事業拠点への往査等を行い、実効性のモニタリングを実施しております。

■経営会議
経営会議は、業務執行取締役、常務以上の執行役員、総務人事部門を統括する部署長及び財務経理部門を統括する部署長、経営管理部門を担当する部署長等で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催しており、会社経営に関する重要事項について、審議、決定並びに経営判断を行っております。なお、当該審議、決定事項のうち取締役会決議事項については、取締役会を最終決議機関としております。

■指名報酬諮問委員会
指名報酬諮問委員会は、取締役の指名・報酬等の決定プロセスに関する透明性、客観性を確保することを目的として、年1回以上開催しております。委員の過半数を社外取締役が務めることとしており、社内取締役1名及び独立社外取締役3名で構成されております。委員会は、取締役の指名・報酬に係る事項について審議した上で、その結果を取締役会へ答申しております。

■リスクマネジメント会議
リスクマネジメント会議は、経営会議構成者、監査部門を担当する部署長等によって四半期に一度開催しております。内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクにつき、未然防止のための対策や仕組みを作り、実行するとともに、万一リスクが発生したときでもその影響を最小限に抑えることを目的としております。

■コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、総務部門を担当する部署長が主催し、各部門を担当する部署長を構成者として四半期に一度開催しております。各種法令、グループ経営理念、行動指針、諸規程及び企業倫理等に基づき、コンプライアンスの状況、内部通報状況について適切に運用されているか確認・対処し、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図っております。また、重大な事項については、リスクマネジメント会議に諮るものとしております。

■危機管理委員会
危機管理委員会は、社長を危機管理委員長として、取締役、監査等委員会、総務部門を担当する部署及び経営管理部門を担当する部署等を構成者として、緊急時の対応を図る必要がある場合に開催しております。企業経営や事業活動、企業イメージに、重大な損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼすと予想されるあらゆる危機から、会社の財産及び従業員の生命財産の損失を守ることを目的としております。

■内部監査
内部監査については、社長直轄の独立した監査室（内部監査）を設置し、年度監査計画に基づき、当社の本社、店舗等の各部署において社内規程の遵守状況、業務活動全般、手続等の妥当性について定期的に業務監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

■会計監査
当社では、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。
会計監査についての監査責任者の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。
・監査責任者の氏名
有限責任監査法人トーマツ　公認会計士 勝島 康博氏、古川 真之氏
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他6名

■責任限定契約
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート･ガバナンス体制の構築を目的とて、2016年６月３日開催の定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。また、当社では、このような会社法に基づく機関設計に加えて、経営に関する重要事項に関する審議、決定並びに経営判断を行う機関である経営会議や社内の内部統制、危機管理に基づく機関であるリスクマネジメント会議、コンプライアンス委員会、危機管理委員会等の任意の機関を設置しております。さらに、当社では、執行役員制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的･機動的な業務執行を図っております。

当社では、これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底を確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、法定期日より前に株主総会招集通知を発送しております。また、株主総会招集通知の発送前に東京証券取引所への開示及び当社ホームページへの掲載を行っております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、いわゆる株主総会の集中日を回避するとともに、早期の株主総会開催を行っております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 当社は、インターネット等による議決権行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 株主総会招集通知（要約）の英訳版を作成し、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じて提供するとともに、東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。 |
| その他 | 株主総会議案の議決結果につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき臨時報告書を株主総会終了後に遅滞なく提出することとしております。また、決議通知を当社ホームページに掲載しております。 |

### 2．ＩＲに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページの以下のＵＲＬに掲載しております。<br>http://www.vivahome.co.jp/corporate_top/investor/strategy/policy/ | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 積極的に開催を行う方針としております。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算、第２四半期決算短信発表時等に開催し、決算内容、経営方針及び施策の進捗状況等について説明しております。<br>また、個別ミーティングや電話会議、グループミーティング等を適宜開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外の投資家訪問を適宜実施し、決算内容及び経営方針等について説明しております。また、個別ミーティングやグループミーティングなどを適宜開催しております。 | あり |
| ＩＲ資料のホームページ掲載 | 決算発表時の説明資料も含むＩＲ資料を作成し、掲載しております。 | |
| ＩＲに関する部署（担当者）の設置 | ＩＲに関する専門部署を設置しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | グループ理念に明示し、当社ホームページに掲載しております。 |

| | |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 当社の環境保全、ＣＳＲ活動の取り組みについては、当社ホームページに掲載しております。<br>また、2017年２月当社本社においてISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しております。豊かで快適な住生活の未来に貢献するという理念のもと、地域社会との共生を考えながら、環境に配慮した事業活動を通じて低炭素社会の実現に貢献してまいります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 株主総会やＩＲ活動を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを積極的に促進し、各ステークホルダーに対して、適時適切に必要な情報を開示してまいります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関しましては、法令・定款の遵守と業務の適正性、効率性を確保するため、取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しており、その内容は次のとおりであります。

1．当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行することは、社会の一員として最も大切なことであることと認識し、一人ひとりが誠実に業務を遂行する体制を構築する。

②当社グループ全体に法令遵守を浸透、徹底させるため、「コンプライアンス規程」を定め、定期的にコンプライアンス委員会を開催する。これにより、各種法令、当社グループ経営理念、行動指針、諸規程及び企業倫理等を各部門が徹底して遵守する体制を構築、推進する。

③内部通報制度を定め、その適切な運用により、通報者が不利益にならないように保護するとともに、違法行為等について抑制、未然防止、早期発見並びに早期解決を図り、企業の透明性を構築する。

④当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び監査等委員は、株主総会議事録、取締役会議事録その他の重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、法令及び社内規程に基づき、保存及び管理を行う。これらの文書等は、取締役及び監査等委員が必要に応じて閲覧できるものとする。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」等を定め、その抱えるリスクを常に注視すると共に、定期的に開催するリスクマネジメント会議等を通じてその対応について決定及び指導を行う。

また、当社は、リスクマネジメント会議において、必要に応じて当社グループの関連部署に出席を求め、リスクの状況を報告させる。

4．当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、職務分掌を定め、各業務執行取締役が責任をもって担当する領域を明確にする。

当社グループは、グループ中期経営計画及び短期計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めて責任を持って遂行する。

当社グループは、取締役会を定期的に開催する。また、経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び執行役員等で構成される経営会議等を毎月開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。

また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、 内部統制システムを整備し、適切に運用する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、1名以上の専任使用人で構成される「監査等委員会室」を設置する。

7．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査等委員会の同意を要するものとする。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する体制とする。

8．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査等委員会の指揮・命令に従い、監査等委員の監査に必要な調査を行う権限を有する。

9．当社の監査等委員会への報告に関する体制

①代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。

②当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又はその報告を受けたときは、直ちに監査等委員会に報告する。

③当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

④監査等委員会は、内部監査を担当する部門と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

⑤内部通報部門を担当する部署は、当社グループにおける内部通報等の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。

10．当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとし、その旨を当社グループの規程に規定する。

11．当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の取り扱いに関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、必要と認められないものを除き、すみやかにその費用の負担に応じる。

②監査等委員会は、当社グループの会計監査人や内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受け、連携を図る。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨むこととしております。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の主な整備状況は次のとおりであります。

・「反社会的勢力対策規程」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

・反社会的勢力への対応を統括する部署は総務人事部とし、総務人事部長が不当要求防止責任者として対応窓口となり、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、所轄警察署などの外部専門機関との連携等が図れるよう体制を構築しております。

・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

・取引先等が反社会的勢力に該当しないことを確認することを目的として「属性調査マニュアル」を定め、これに従い属性チェックを行っております。なお、対象企業が反社会的勢力と思われる企業活動を行っていることが明確になった場合には、所属部門長が直ちに取引を中止する判断を行うこととしております。

・所轄警察署、(公財)都道府県暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部機関と連携し、情報収集や有事の際の対応を行っております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

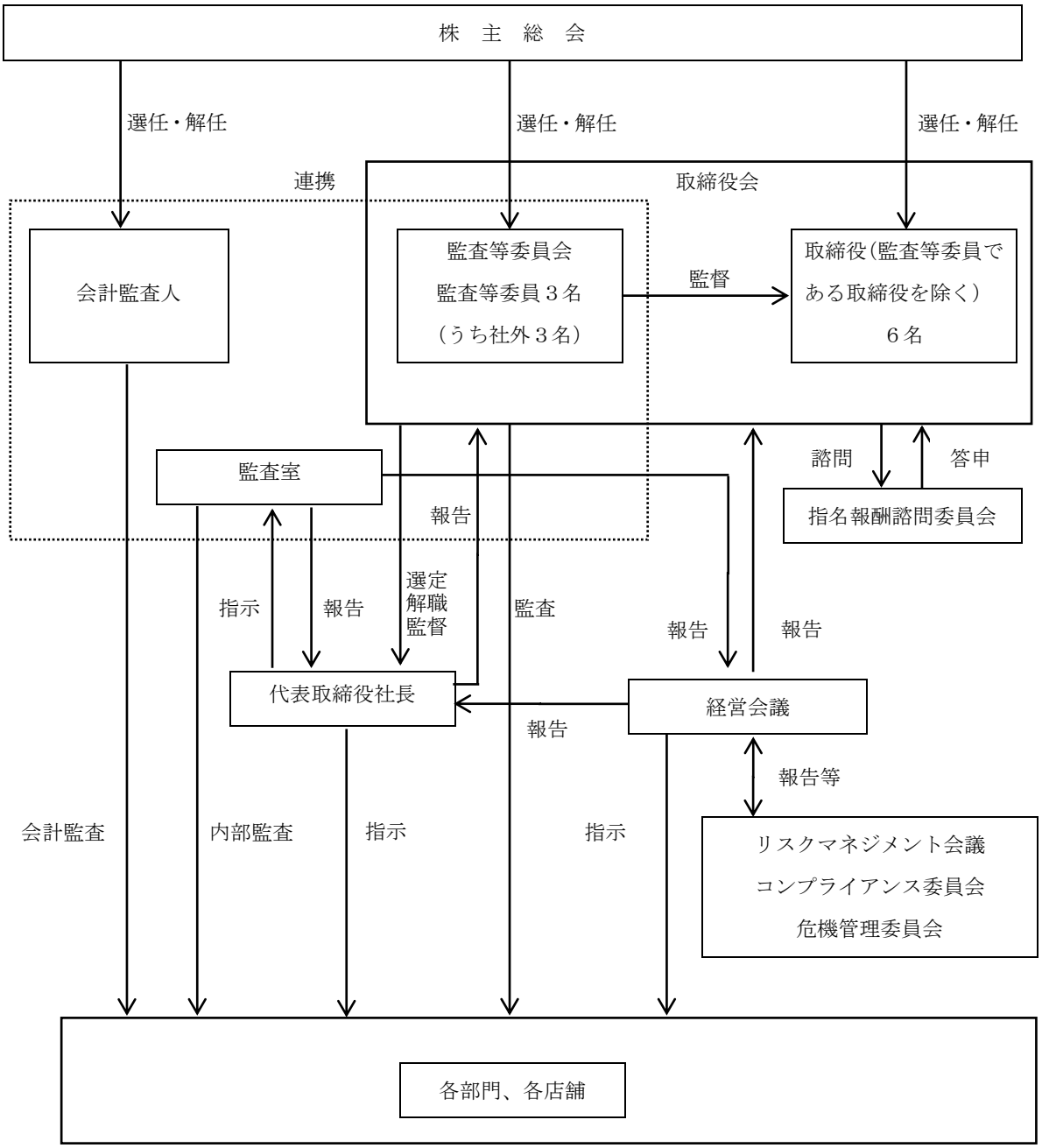
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示体制の整備状況
当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速に開示できる体制を構築しております。
情報開示体制におきましては、IR広報部門を統括する部門長を情報取扱責任者として人材の強化・育成を図り、特に、上場企業としての責務を十分に認識し、投資家重視の観点から、重要事項の開示を手続上可能な限り迅速に行うことができる体制の整備・強化を図っております。

2. 適時開示手続
①発生事実に関する情報
当社にとって重要な事実が発生した場合、関連部署から速やかにIR広報部門を担当する部署長へ報告が行われ、IR広報部門を担当する部署長は、情報取扱責任者に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は直ちに開示の要否について検討し、該当があればIR広報部門を担当する部署長にて開示資料を作成し、取締役会の承認後、IR広報部門を担当する部署長を経て速やかに開示いたします。ただし、突発的な事項が発生し、緊急性がある場合については、社長の承認のもと、開示することができるものといたします。なお、その開示内容については、開示後の取締役会に報告するものといたします。
②決定事実に関する情報
重要な決定事実については、関連部署から総務部門を担当する部署長を経由して取締役会に付議され決定いたします。総務部門を担当する部署長は、事前に付議内容を情報取扱責任者に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は、直ちにIR広報部門を担当する部署長と開示の要否について検討し、該当があれば開示資料を作成し、取締役会の承認後、IR広報部門を担当する部署長を経て速やかに開示いたします。
③決算に関する情報
決算に関する情報については、経理部門を担当する部署長にて決算開示資料（決算短信・四半期決算短信）を作成し、IR広報部門を担当する部署長に報告し、直ちに情報取扱責任者に報告いたします。その後、取締役会に付議し、承認後、IR広報部門を担当する部署長を経て決算日後45日以内に公表できる体制を構築しております。

【模式図(参考資料)】


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
連携
取締役会
会計監査人
監査等委員会
監査等委員３名
（うち社外３名）
監督
取締役(監査等委員である取締役を除く）
６名
監査室
諮問
答申
指名報酬諮問委員会
報告
指示
報告
選定
解職
監督
監査
報告
報告
代表取締役社長
経営会議
報告
報告等
会計監査
内部監査
指示
指示
リスクマネジメント会議
コンプライアンス委員会
危機管理委員会
各部門、各店舗

【適時開示体制の概要（模式図）】

